

豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町が発注する建設工事、測量・設計・監理・建設コンサルタント・その他の委託業務、物品購入及び物件の借入れ等（以下「建設工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札にかかる参加有資格業者として登録されている者（入札参加有資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者。以下「有資格業者」という。）に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものである。

(入札参加停止の措置)

第2条 町長は、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、豊能町請負業者審査会（以下「審査会」という。）の議を経て当該有資格業者について入札参加停止を行なうものとする。

2 町長は、一般競争入札を実施しようとするときは、入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

3 町長は、指名競争入札を実施しようとする場合に、入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する入札参加停止)

第3条 契約担当者は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

(入札参加停止期間及び特例)

第4条 前2条の入札参加停止の期間は、当該措置要件に該当する事実のあった日又はその事実を確認した日から起算する。

2 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

3 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一事案の場合はその当初の措置から3年）を超えないものとする。

4 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、別表各号に定める短期（期間の短期及び長期のないも

のについては当該期間。)の1.5倍の期間(上積みされることとなった期間が1ヶ月に満たないときは1ヶ月)とする。ただし、引き上げ後の期間は、3年を限度とする。

- (1) 別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間(入札参加停止の期間中を含む。この場合の入札参加停止の起算日は、当該入札参加停止期間満了の日の翌日とする。)に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 有資格業者が別表第7号から第9号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表各号の措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 5 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前3項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 6 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第2項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が3年を超える場合は3年)まで延長することができる。
 - 7 町長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間の2分の1又は2倍に相当する期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。ただし、変更後の期間は、3年を超えないものとする。
 - 8 町長は、入札参加停止期間中の有資格業者について、不起訴等、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、審査会の議を経て当該入札参加停止業者にかかる入札参加停止を解除するものとする。

(入札参加停止の継承)

第5条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる有資格業者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

(入札参加停止の通知及び公表)

第6条 町長は、第2条第1項若しくは第3条の規定により入札参加停止を行い、第4条第7項により入札参加停止の期間を変更し又は第4条第8項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 町長は入札参加停止に関する情報を原則として公表することとする。

(契約の相手方の制限)

第7条 契約担当者は、入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する

建設工事等の契約など特にやむを得ない事由があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8条 契約担当者は、入札参加停止業者が、本町の契約に係る工事等を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第9条 町長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該有資格業者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事故の報告)

第10条 入札参加資格者は、豊能町内において施工する工事等において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条の規定による労働者死傷病報告を行うとき、又は公衆損害事故を起こしたときは、その内容を遅滞なく町に報告（契約担当者が別に定め、又は指示している場合を除く。）しなければならない。ただし、町発注工事等以外（以下、「一般工事」という。）の事故については、死亡者が発生した場合に限る。

2 入札参加資格者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、入札参加停止の期間を2倍に延長することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、入札参加停止についての運用及び細目事項については、必要に応じ審査会の議を経て定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成21年8月1日より施行する。なお、豊能町建設工事等請負業者指名停止要綱（平成12年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

2. 改正前の豊能町建設工事等請負業者指名停止要綱の規定による指名停止は、改正後の豊能町建設工事等請負業者入札参加停止要綱の規定による入札参加停止とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日より施行する。

別表（第2条関係）

停 止 事 由	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 豊能町が発注する建設工事等（以下「町発注工事等」という。）の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1)入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2)競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書</p>	<p>当該認定をした日から 6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>2 有資格業者又は使用人が、町発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(4)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1)入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 (2)入札心得等に違反し、町発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合 (3)落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合（落札したにもかかわらず、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。）</p>	<p>当該認定をした日から 1年 1月～1年 6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 有資格業者が、町発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1)契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合 ア 遅滞日数が30日以内のとき イ 遅滞日数が30日を超えるとき (2)有資格業者の責により契約の解除がなされた場合 (3)建設工事等の履行成績が不良と判定された場合 (4)過失により町発注工事等を粗雑にしたと認められる場合 (5)契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から 1月 2月 1年 2月 3月 2月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>4 有資格業者又は使用人が、町発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年</p>
<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>5 有資格業者又は使用人が、町発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第13条に規定</p>	<p>当該認定をした日から1年</p>

<p>する点検の実施（施工体制台帳が提出されない場合を含む。）又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	
<p>(安全管理措置)</p> <p>6 有資格業者が町発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(2)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>ア 負傷者の発生</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>6の2 有資格業者が豊能町内における一般工事の契約の履行に当たり安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>1月</p> <p>2月</p> <p>1月～3月</p>
<p>(談合等)</p> <p>7 有資格業者又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する入札に関し、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項）又は談合（同条第2項）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき等。</p> <p>(1) 町発注のもの</p> <p>(2) 町以外の公共機関発注のもの</p> <p>ア 府内の公共機関</p> <p>イ 府外の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 有資格業者又は使用人が、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、次の(1)～(3)のいずれかに該当したとき。</p> <p>なお、課徴金減免制度が適用され、その事実が公正取引委員会により公表されたときは2分の1の期間とする。</p> <p>(1) 公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合</p> <p>ア 町発注工事等</p> <p>イ 町以外の公共機関発注の工事等</p> <p>(ア) 府内の公共機関</p> <p>(イ) 府外の公共機関</p> <p>(2) 公正取引委員会から告発を受け、又は逮捕若しくは書類送検された場合</p> <p>ア 町発注工事等</p> <p>イ 町以外の公共機関発注の工事等</p> <p>(ア) 府内の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2年</p> <p>1年</p>

<p>(イ)府外の公共機関</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 府内の工事等に関するもの</p> <p>イ 府外の工事等に関するもの</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>9 有資格業者又は使用人が、次の(1)～(4)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合</p> <p>ア 町発注工事に関するもの</p> <p>イ 町発注工事以外に関するもの</p> <p>(ア)府内の工事</p> <p>(イ)府外の工事</p> <p>(2) 建設業法に違反し書類送検又は略式起訴されたとき</p> <p>(3) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>イ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分</p> <p>(4) 建設業法に違反し、次のア又はイの処分を受けた場合((3)の場合を除く。)又は適正化法第13条に違反し、アの処分を受けた場合</p> <p>ア 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>(ア)町発注工事に関するもの</p> <p>(イ)府内の工事(町発注工事を除く。)に関するもの</p> <p>(ウ)府外の工事に関するもの</p> <p>イ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p> <p>(ア)町発注工事に関するもの</p> <p>(イ)府内の工事(町発注工事を除く。)に関するもの</p> <p>(ウ)府外の工事に関するもの</p> <p>(4) 建設業法第29条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合</p> <p>ア 同条第1項第5号又は第6号に基づく取消処分</p> <p>イ アの処分以外の取消処分</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>2月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>10 有資格業者又は使用人がその業務に関し次の(1)又は(2)の者に対して行った暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき。</p> <p>(1)町職員</p> <p>(2)町職員以外の公共機関の職員</p> <p>ア 府内の公共機関</p> <p>イ 府外の公共機関</p>	<p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>

<p>(贈賄行為)</p> <p>11 有資格業者又は使用人が次の(1)又は(2)の者に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕、書類送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1)町職員</p> <p>(2)町職員以外の公共機関の職員</p> <p>ア 府内の公共機関</p> <p>イ 府外の公共機関</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2年</p> <p>1年</p> <p>6月</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又は使用人が、次の(1)～(4)(ただし、使用人は(3)を除く。)のいずれかに該当し、町発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1)業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合((6)の場合を除く。)</p> <p>(2)業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、又は起訴された場合</p> <p>(3)(1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>(4)有資格業者が、当該有資格業者及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しなかった場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～1年</p> <p>1月～3月</p> <p>3月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>13 有資格業者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、町発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>14 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で審査会の議により決定する期間</p>
<p>15 第1号から第5号の規定は、猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び豊能郡環境施設組合が発注する建設工事等においても適用する</p>	<p>各号それぞれ町発注工事等の2分の1の期間</p>